

令和3年10月から

県内全域で病児・病後児保育施設を 利用できるようになります。

県内全域の病児・病後児保育施設の空き状況がインターネット上で「見える化」します。

「あずかるこちゃん」で検索





病児・病後児保育施設とは

子どもが病気を患っていて（重症は除く）保護者が仕事、病気、出産、冠婚葬祭などで、昼間保育ができない場合に、保育園や保護者に代わって子どもを預かります。

対象の子ども

大分県に住民票がある0歳～小学校6年生

どう変わるの？

<今まで>	<令和3年10月から>
 <p>職場の近くの施設に預けたいけど、手続きが大変</p>	県内のどこに住んでいても、病児・病後児保育施設を自由に利用できるようになります。 
△市外住民受入可能な施設しか利用できない	○事前登録の廃止
△施設がある市町村での事前登録が必要	○施設の空き状況をインターネット上で確認でき、施設によってはそのまま予約ができる

利用方法・利用までの流れ

※施設により「利用の流れ」や「利用料」等が異なります。
事前に施設または施設所在地の市町村に確認をお願いします。

子どもの発病（発症）

かかりつけ医を受診

自宅療養または入院

病児・病後児施設の利用を希望

入院の必要がない場合

かかりつけ医が病児・病後児施設の場合

かかりつけ医と病児・病後児施設が異なる場合

かかりつけ医に病児保育事業利用申請書の医療機関記入欄を記入してもらう（※裏面参照）

病児・病後児保育施設の空き状況をインターネット上で確認（10月より開設）↓↓



施設の利用申し込み

オンライン上で申込

電話で施設に問合せ

利用可能かどうか施設から連絡をもらう（予約の確定）

病児保育事業利用申請書を記入・入力（裏面参照）

施設の利用

お問い合わせ先 宇佐市役所 子育て支援課 母子保健係

0978-27-8145（直通）

※裏面に減免制度について・病児保育事業申請書についてのお知らせあります